

平成 3 0 年度 第 9 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

場所 十和田市役所議会会議室

## 平成30年度第9回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開 会 日 時 平成30年12月14日(金) 午後2時01分
3. 閉 会 日 時 平成30年12月14日(金) 午後2時33分

### 4. 出席農業委員(18名)

1番	野 月 弘 行 君	2番	小 田 正 喜 君
3番	外 山 康 仁 君	4番	小笠原 和 男 君
5番	箕 輪 展 忠 君	6番	竹 浦 寿 広 君
7番	野 崎 さち子 君	8番	中野渡 稔 君
9番	北 上 稔 君	10番	國 分 弘 志 君
11番	甲 田 稔 君	12番	豊 川 洋 人 君
13番	小 川 正 孝 君	14番	新屋敷 より子 君
15番	杉 山 秀 明 君	16番	中 野 均 君
18番	山 崎 誠 一 君	19番	力 石 堅太郎 君

### 5. 欠席農業委員(1名)

17番 米 田 一 典 君

### 6. 会議に付した案件

報告第50号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第51号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第52号	公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第53号	農地の転用事実に関する照会について
報告第54号	農用地利用配分計画の認可について
議案第48号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第49号	公売買受適格者の証明について
議案第50号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について

- 議案第51号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第52号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更承認に係る意見について  
議案第53号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7. 議事録署名委員

12番 豊川洋人君      18番 山崎誠一君

8. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	市澤新吾	事務局次長	高橋克彦
事務局農地係長	越田守	事務局振興係長	根岸優一
事務局主任主査	山崎和也	事務局主任主査	中野渡礼央
事務局主任主査	椛木信人	事務局主任主査	吉田武範

9. 書 記

事務局主任主査 椛木信人

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、17番 米田 一典 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年12月6日に告示招集いたしました平成30年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。12番 豊川 洋人 委員、18番 山崎 誠一 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には 椛木 信人 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第50号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いいたします。報告第50号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから8ページになります。2ページをお願いします。今回は33件で、全て合意解約によるものです。58番は、解約後、26ページ97番で賃借権による3条申請があります。59番から3ページ65番までは、解約後貸借予定です。66番は、25ページ99番で、贈与による3条申請があります。67番は、解約後、自ら耕作するものです。4ページです。68番と70番は、貸借予定です。69番は26ページ96番で賃借権、72番は24ページ93番で所有権の3条申請があります。71番は、33ページ21番で基盤法による申請があります。73番は、売買予定です。5ページです。74番と75番は貸借予

定です。76番から6ページ82番は、35ページから36ページで中間管理事業による申請があります。83番から8ページ89番までは貸借を予定しています。90番は、42ページ61番で5条申請があります。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第50号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第51号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）9ページをお願いいたします。報告第51号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。10ページから13ページになります。今回は11件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。10ページです。81番は自ら耕作するものです。82番は一部が作業受委託中、その他は農地として管理するものです。11ページです。83番は農地として管理するものです。84番は一部の現況が宅地、その他は農地として管理するものです。85番は一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。86番と87番の被相続人は同一人で、それぞれ持分2分の1を相続し農地として管理するものです。12ページです。88番は一部の現況が宅地、一部が貸借中、その他は農地として管理するものです。89番は一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。90番は自ら耕作するものです。13ページ、91番は一部の現況が宅地、一部が貸借中、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第51号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第52号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）14ページをお願いいたします。報告第52号、公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった公売買受適格者からの、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙の

とおりに許可書を交付したので報告する件です。15ページです。今回は、農地法第3条の許可書2件の交付がありました。90番は、十和田市における公売に係るもので、平成30年11月16日開催の第8回総会、議案第44号で承認を得ております。許可書は12月4日に交付しました。落札価格は、2,320,000円です。91番は、岩手県における公売に係るもので、90番と同じく平成30年11月16日開催の第8回総会、議案第44号で承認を得ております。許可書は12月6日に交付しました。落札価格は、176,000円です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第52号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第53号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）16ページをお願いいたします。報告第53号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。17ページです。今回の照会件数は2件2筆で、現地調査は12月6日に実施し、法務局への回答は、12月10日に行っております。41番は、コメリパワー十和田店の南西側信号をパワーズU方面に越え、約80メートル南西へ進んだ丁字路を左折し約100メートル進んだ地点の道路の東側です。申請地は、昭和48年に自己住宅建築で転用許可になっていますが、昭和56年に車庫が建築され現在に至っており、長年にわたり宅地として利用されていることから「非農地」と回答しました。42番は、県道切田五戸線、ふなばやしポートリー入口から南へ約850メートル進んだ地点の交差点を藤島方面へ約400メートル進んだ地点です。申請地は、周囲を山林に囲まれ日当たりが悪く営農条件が良くないことから、昭和47年頃に杉を植林し、現在に至っています。また、平成30年10月9日付けで農用地区域から除外されていることから「非農地」と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第53号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第54号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 18ページをお願いいたします。報告第54号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、10月16日開催の平成30年度第7回総会、議案第39号で、農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、12月7日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、全て農地中間管理機構である「公益社団法人あおもり農林業支援センター」です。19ページをお願いいたします。賃借権は、19ページ219番から21ページ228番で、10件、22筆、48,685平方メートルです。貸借期間は、10件全て10年です。22ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、25番の1件、1筆、890平方メートルで、貸借期間は、10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第54号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、甲田委員、竹浦委員の3名です。12月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第48号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 23ページをお願いいたします。議案第48号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君） それでは第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計23件で、このうち所有権移転が8件、賃借権設定が13件、使用貸借による権利の設定が2件、となっています。まず、所有権移転ですが、申請番号92番から94番は相手方要望による売買です。申請番号95番から99番までは共に贈与で、このうち95番から98番までは親から子への贈与、99番は弟から姉へ贈与するものです。26ページの申請番号94番から28ページの106番までは賃借権の設定で、107番と108番は共に労力不足で使用貸借によ

り貸借します。なお、所有権移転の92番から99番まで、賃借権及び使用貸借の94番から108番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで全て基準に適合しているため、許可要件を満たしていると考えます。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、報告いたします。

議 長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第48号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第49号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）29ページをお願いいたします。議案第49号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件です。30ページをお願いいたします。申請番号5番と6番の農地は、4月12日に十和田市に「農地」と回答しており、4月18日開催の平成30年度第1回総会、報告第6号で報告したものです。申請番号7番の農地は、8月14日に十和田市に「農地」と回答しており、同年8月17日開催の平成30年度第5回総会、報告第31号で報告したもので、申請者は同所について農地法3条による賃貸借中です。申請番号8番から10番の農地は、7月12日に十和田市に「農地」と回答しており、7月18日開催の平成30年度第4回総会、報告第24号で報告したものです。申請番号5番から10番の公売の公告は平成30年10月29日、入札日時は平成31年1月11日、午前10時から午前10時5分まで。開札日時は平成31年1月11日、午前10時5分。売却決定日時は平成31年1月18日、午前10時。代金納付期限は平成31年1月18日、午後2時30分です。申請番号11番の農地は、11月8



日に十和田市に「農地」と回答しており、11月16日開催の平成30年度第8回総会、報告第48号で報告したもので、申請者の同一世帯員の父が農地法3条による賃貸借中です。公売の公告は平成30年11月12日、入札日時は平成31年1月15日、午前10時から午前10時5分。開札日時は平成31年1月15日、午前10時5分。売却決定日時は平成31年1月22日、午前10時、代金納付期限は平成31年1月22日、午後2時30分です。いずれの申請者も、経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第49号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第50号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）31ページをお願いいたします。議案第50号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。6番 竹浦寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。12月6日午後に、箕輪班長、甲田委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の7件です。申請地は全て、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者です。申請番号の17番、18番、19番、そして22番は、相手方要望による売買で、20番と21番、そして、23番は労力不足により売買します。これらの農地は、所有権の移転を受け

る者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。今回申請のあった所有権移転の7件については、お手元の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を12月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）竹浦委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第50号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第51号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）34ページをお願いいたします。議案第51号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。35ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は、全て農地中間管理機構である「公益社団法人あおもり農林業支援センター」です。賃借権の設定は、35ページから36ページで、6件、20筆、36,961平方メートルです。利用権設定期間は、5年が96番と97番の2件、その他の4件は、10年になります。97番は、5ページ76番と6ページ80番で合意解約したものです。98番は、6ページ79番で合意解約したものです。36ページ100番は、5ページ77番で、101番は5ページ78番でそれぞれ合意解約したものです。37ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、37ページから38ページで、4件、12筆、36,612平方メートルです。利用権設定期間は、5年が22番と23番の2件、その他の2件は、10年になります。25番は、耕作者集積協力金の対象となります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第51号は承認することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第52号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）39ページをお願いいたします。議案第52号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可後の事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。40ページをお願いいたします。この件は平成29年12月5日付指令第3001号で許可されたものについて、平成30年11月26日付で事業計画変更承認申請が提出されました。変更理由は、太陽光発電事業を実施するにあたり東北電力の有する送電線への接続箇所が当初の計画から変更となり、新たに電柱及び電線を設置する必要が生じたことから、事業対象用地を拡張するものです。なお、追加で転用される農地につきましては、県の指導の下、このあとの議案第53号で5条申請があります。以上です。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第52号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第53号を上程いたします。事務局から提案理由の説

明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 41ページをお願いいたします。議案第53号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。11番 甲田 稔 委員、お願いします。

報告委員（甲田稔君） それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用申請は今月は7件です。申請番号57番の転用事由は、事務所、倉庫、駐車場及び資材置場の整備です。電気工事業を営む申請者は、現在は会社から離れた土地を借りて資材置場としていることから、農地を購入し事務所や資材置場などを一か所に集約して整備するものです。58番と59番の転用事由は、ともに駐車場の整備です。58番は物販店舗を営む会社が、農地を借り受けて申請地に駐車場を整備し、隣接する非農地には駐車場の一部と店舗を建築する計画で、事業面積は合計で約1.9ヘクタールとなっています。59番は、農地を買い受けて営業用トラック等を置くための駐車場を整備するもので、運送会社として国道に近く交通アクセスのよい土地が望ましいことから申請地を選定したものです。60番と61番は、ともに太陽光発電設備の設置で、同一事業者が別々の場所に農地を借り受けて、太陽光発電事業を実施するものです。62番と63番も同一事業者で、先ほど転用の変更承認申請で説明があったとおりですが、62番は点検用通路を造成し、そこに電柱を立てるもので、63番は、それらの工事を行うために一時転用により作業用の通路を整備するものです。次に農地区分についてですが、申請番号57番は、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号60番は用途地域内ではありませんが、水道管と下水道管が通り、付近に学校と医療機関があることから、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地に該当します。申請番号58番と59番、それに、61番から63番までは、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴き取り調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 甲田委員、ご苦労様です。これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第53号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時33分 —————